

令和4年第4回臨時会

古平町議会会議録

第4回古平町議会臨時会 第1号

令和4年10月24日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第44号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君		
2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君						
副	町	長	奥	山	均	君						
教	育	長	三	浦	史	洋	君					
総	務	課	長	細	川	正	善	君				
企	画	課	長	人	見	完	至	君				
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君			
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君		
産	業	課	長	岩	戸	真	二	君				
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君		
会	計	管	理	者	関	口	央	昌	君			
教	育	次	長	本	間	克	昭	君				
町	立	診	療	所	事	務	長	細	川	武	彦	君
総	務	係	主	査	松	浦	亮	介	君			
財	政	係	主	査	湯	浅	学	君				

○出席事務局職員

事務局 局長 白岩 豊君
議事係 長 黒川 寿君

開会 午前 9時49分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和4年第4回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番、岩間議員及び8番、山口議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月24日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日10月24日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和4年度9月分例月出納検査結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第44号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第44号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第44号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページ御覧ください。今回の補正は、歳入歳出の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,468万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,609万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。なお、議案2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

以上、第1表までが議決事項であります。

それでは、議決をいただくため、一般会計の補正予算の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第44号説明資料を御覧ください。それでは、改めまして歳出からご説明いたしますので、まずは4ページ、5ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとにご説明いたします。4ページ上段、まず2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に2,888万7,000円を追加し、7億6,771万1,000円とするものでございます。今回の提案する補正は、国の経済対策に絡むものでございます。この項の主な補正の内容といたしましては、地方創生臨時交付金を用いて実施する事業を計上してございます。今回の地方創生臨時交付金事業につきましては、重点交付金と呼ばれ、電力、ガス、食料品などの物価高騰により影響を受けた生活者及び事業者支援を目的とした交付金でございます。国からの配分額といたしまして、古平町は後ほど歳入のほうでも出てきますが、2,134万7,000円でございます。この2,134万7,000円を活用いたしまして、古平町で独自事業をここの項で計上してございます。

具体的な内容につきましては、6ページ御覧ください。重点交付金を活用いたしまして実施する事業を2つ計上してございます。1つ目が、表を御覧ください。事業名の欄から順に右に進んで内容を説明していきます。事業名、1つ目としては、物価高騰対策給付事業（ふるびら地域応援商品券交付事業）でございます。事業の概要といたしましては、物価高騰等の影響を踏まえ、全ての世帯に対して商品券、1万5,000円分の商品券でございますが、商品券を交付することによりまして経済的負担の軽減を図ることを目的としてございます。こちらの商品券につきましては、商工会から購入するものでございますが、町内でプレミアム商品券第2弾で活用できた商店で使えるように現在調整してございます。町内で利用されることで町内の商店、事業者支援にもつながるというふうを考えてございます。事業費としては2,588万7,000円、内訳といたしましては商品券の発行手数料で35万円、商品券を町民の各世帯に配布する郵便料として56万2,000円、商品券の購入費ということで2,497万5,000円を計上してございます。2つ目の事業といたしまして、特産品PR事業でございます。物価高騰等の影響により、町内経済が低迷しているため、インターネットのウェブ広告を活用し、町の特産品をPRすることにより町内外の消費につなげることを目的としております。主に新規顧客の獲得を目指してウェブでの広告を考えてございます。事業費としては300万円でございます。

それでは、また4ページ、5ページに戻ってください。続きまして、4ページの2段目の表でございませう。3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算に4,570万円を追加し、8億2,246万2,000円とするものでございませう。この項の主な補正内容といたしましては、5ページのほうの18節負担金、補助及び交付金の欄を御覧ください。住民税非課税世帯価格高騰緊急支援給付金でございませう。こちらは、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増から非課税世帯に対して1世帯当たり5万円を支給するものでございませう。それに係る事務費も計上してございませう。

続きまして、同じく3款の2項児童福祉費でございませう。既定の予算に10万円を追加し、5,800万8,000円とするものでございませう。補正の内容といたしましては、5ページの一歩下御覧ください。北海道子育て世帯臨時特別給付金でございませう。この事業につきましては、新たな事業ではなく、7月の臨時会で1度補正していただいたものの追加の補正でございませう。対象者が確定したため、追加の補正をするものでございませう。道の事業であり、町が実施いたしますが、道からの指示により概算の人数で7月の時点は補正したのですが、対象者が確定したため、増額するための補正でございませう。これは、子供1人当たり1万円を支給するものでございませう。

それでは、歳入に移りますので、2ページ、3ページお開きください。歳入、まず13款国庫支出金、2項国庫補助金でございませう。既定の予算に6,704万7,000円を追加し、3億2,984万3,000円とするものでございませう。補正の主な内容といたしましては、先ほど出てきた歳出の地方創生臨時交付金で2,134万7,000円、さらには住民税非課税世帯価格高騰緊急支援給付金事業ということで国から10割補助がありまして、事業費として4,500万、事務費として70万、計4,570万の補正でございませう。

続きまして、14款道支出金、2項道補助金、既定の予算に10万円を追加し、1億1,808万1,000円とするものでございませう。補正の内容といたしましては、先ほどの歳出で出てきました北海道子育て世帯臨時特別給付金の補助金でございませう。こちらも10割補助で、同額計上してございませう。

続きまして、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に754万円を追加いたしまして、5,359万3,000円とするものでございませう。こちらその他収入で754万計上してございませうが、財源調整のための補正でございませう。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませうか。

○3番（真貝政昭君） 資料のほうを見ている。1つは、総務費の負担金、補助及び交付金のふるびら地域応援事業給付金は財源が国からのものと、それから一般財源をプラスして全世界帯に商品券を配るというやり方です。この方式なのですけれども、商品券を配るといふことは町内の商店街の活性化に寄与するわけですけれども、プレミアム商品券のやり方ですと買えない人が出てくるといふ問題がありました。他町村の様子を見ていると、プレミアム商品券やるときに買えない人のためにこういう今回の方式みたいなのをセットでやるという方法を取っているように、増えています、そういう方式が。ぜひそういう方向で検討していただけないものかという思いがあるものですから、その点、町長になるか課長になるか、説明をお願いしたいと。

それから、下段の民生費の住民税非課税世帯価格高騰緊急支援給付金、これの給付の仕方ですけれども、古平町が独自に対象外の方に別途に給付しました。今回は、その考えはないのかなというふうに思いまして、その代わりが今回の上段のほうのふるびら地域応援事業給付金というやり方なのか、この18節の件についてどちらの方法なのか、別途の考えで後ほど対象外の世帯に対してやるお考えがあるのかどうか伺いたいと。

○総務課長（細川正善君） まず、1点目の買えない人のための対策として今後このような商品券を給付するというようなことはどうかという提案だったのですけれども、プレミアム商品券と今回のふるびら地域応援事業なのですけれども、これは全く別物でございまして、プレミアム商品券はあくまでも商工会の事業でございまして。今回のふるびら地域応援事業、商品券を給付するのは町の施策としての事業でございまして。ですので、その時々の中の状況、具体的に言いますと町民の疲弊具合だとか、そういうような状況を見て今後判断していきたいなというふうに考えてございまして。

下のほうの住民税非課税世帯の給付金との絡みはというような質問であったかと思いますが、商品券の配布は下の事業とは一切関係ございません。

○3番（真貝政昭君） 下段のほうの答弁、説明で対象外の世帯に対する考え方は持っていないのかということが外れていますので、答えていただきたいと。

それと、今回の下段のほうの、上段のほうもそうですけれども、役場のデータのほうで自動的に各世帯に振込をされる、または送付されるということになりますけれども、特にそれが分かりますから下段のほうで伺いたいのですけれども、75歳以上の後期高齢者、10月から医療費の窓口負担が2割になりまして負担強化されています。それで、町民の家計の実態を知りたいということでお伺いしますが、ここでの数字は答弁しなくてもよろしいのですけれども、例えば公務員でありますと、今60歳から65歳までの間は無年金、基本的に上屋のほうだけ支給ということで国民年金のほうは支給されないというふうになっています。だから、60歳で退職した場合は、5年間無年金ということになります。それから、年金が満度に支給されるのが70歳からということですが、60歳から65歳、65歳から70歳、70歳から74歳ですか、75歳と言ってもいいのですけれども、そういう5年ごとの区切りで町民の懐具合を知ることができるのかなというふうに思っているのですけれども、例えば今回の非課税世帯が把握できるのか伺いたいと。

それと、先ほど質問の中で触れましたけれども、今回も各世帯に自動的に銀行窓口等に振込がされるのですけれども、1つ伺いたいのは福祉灯油の場合、申請主義になっているでしょう。あれっという考え方とは全く別な考えでやられているのか、いろいろ燃料の考え方だとか、その支給されるものを生活保護と同じように衣糧品とかに回すかという自由選択度というのがあるはずなのですけれども、申請主義にすると役場の窓口に行きたくないという方もいますので、対象者全員に渡らないというのがあります。それで、今回みたいに対象者は全部支給するという前提で物事を考えていくように変えられないのかという考えがあるのですけれども、伺いたい。

○町民課長（五十嵐満美君） 住民税非課税世帯価格高騰緊急支援給付金の関係でお答えします。

昨年度、令和3年度になります。町で独自に非課税世帯以外の課税世帯にも全世帯5万円を給

付しているという経緯がございます。今年度に関しては、国で政策として進めているこの非課税世帯以外には考えておりません。

それと、福祉灯油の関係ですが、福祉灯油、窓口に、役場に来られない方、民生委員さん回っていただいております。回っている中でも福祉灯油というふうに言うと、うちはそういうの要らないからと言う世帯も数件ございます。なので、プッシュ式と今国では言っておりますが、自動的に口座に振り込む方式ではなくて、福祉灯油につきましては対象者についても申請受けてから該当になるかならないかの判断もしますので、申請式で進めることとして変更はございません。

○6番（高野俊和君） 商品券の配布事業、大変喜ばしいのですけれども、期間はいつ頃始まるのかということと配布方法をどのようにするのかということをお聞きしたいなというふうに考えます。実は、先日ごみ袋の配布事業のときに、大変よかったですけれども、若干苦勞はありました。私どもは、その家庭が古平町に籍があるのかどうかということには分かりませんので、そのまま配ったり、私のところは町内人数多いですから、副会長5人が各班の班長に申し渡すもので、各3班ずつぐらい持っているものですから、町内会費を払っている人にはあれを見ないまま実際はごみ袋も配布すると。最終的には、町民にまだなっていないので、それは駄目ということで戻したり、そういう件数が四、五件ありました。また、町内会費は払っているけれども、町内に籍がないという人、それと籍はあるけれども、町内会に入っていない、町内会費払っていないという、そういうケースがありますので、少し複雑な事情がありますので、今回どのような配布方法するのかということをお知らせ願いたいと思います。

それと、今回の商品券自体は、現在使っている商工会の商品券と多分時期はかぶるのだろうなと思いますけれども、その辺は同時に多分使えると思うのですけれども、その辺もご説明をお願いしたいと思います。

○産業課長（岩戸真二君） 高野議員のご質問にお答えいたします。

まずは、利用の部分なのですけれども、12月1日から6か月、来年の5月末まで利用ができる予定になっております。

また、配布のことなのですけれども、定形郵便ということで簡易書留のほうで全世帯に配送する予定になっております。

以上です。

○6番（高野俊和君） 分かりました。それだと、こっちのほうの手はそんなに、町内とかの手は今回はあまり煩わせなくていいということになりますでしょうか。それと、郵便ですから、別に町内会が確認するという必要はないですね。

○産業課長（岩戸真二君） 定形郵便ということで全世帯に配布する予定になっておりますので、町内会を通すということはありません。

以上です。

○4番（寶福勝哉君） 特産品PR事業の内容、これだとざっくり過ぎて何をやっていくのかというのが見えてこないで、もう少し具体的に何をやるのか教えていただきたいです。

○産業課長（岩戸真二君） 寶福議員のご質問にお答えいたします。

まず、このPR活動についてなのですけれども、古平町の特産品を掲載しましたウェブページを作成しまして、そのページに誘導する看板広告、バナー広告というのですけれども、そちらのほうをグーグルやヤフーのトップページ等に掲載いたします。このウェブ広告につきましては、今後ふるさと納税の返礼品にもなっている特産品のPRにもつながることとなっております。

以上です。

○4番（寶福勝哉君） 新たにウェブページを立ち上げると考えていいのかということと、まずウェブページを立ち上げたところでどうやってそこにウェブを使って見に行く人がつながっていくのかなど。わざわざ古平町を検索してやっとそこにたどり着くようなものであれば、ちょっと厳しいのかなと思っています。既存の今ふるさと納税で古平町が使っているサイト、5つでしたか、ありますよね。そこからひもづけできるようなシステムでないと、ちょっとこれ意味ないのではないかと感じてはいるのですが、その点どうでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） このページというのですけれども、令和2年のときも同じように特産品のPRということでウェブ広告をしております、そのウェブページのほうを今回また修正して利用する予定になっておまして、またそのページにたどり着くまではヤフーのトップページとグーグルのトップページにバナー広告というのを出して、そちらのほうをクリックするとそのページに入っていくようなものになっておまして、関東と今回は愛知と関西のほうのエリアに広告を配信する予定になっております。

以上です。

○4番（寶福勝哉君） 内容は把握できました。PRする特産品というのは、今現状古平の返礼品の内容なのかということと、また新たに加えたもので展開を考えているのかということのを教えてください。

○産業課長（岩戸真二君） 今回のページのほうに載せるものは、返礼品もそうですし、新たな古平町の特産品もしあれば載せたいなと考えております。

○議長（堀 清君） 決まっていないということなのか。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） はい。

（「最後に1点言っていていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） いや、3回までだから。どうしてもか。

（「どうしてもです」と呼ぶ者あり）

○4番（寶福勝哉君） すみません。特産品に関して議員全員何を扱っているかというのを把握できていないと思うのです。どういうことを全国にアピールしていくかという武器を知らない議員がいますので、ぜひともこういうものを打ち出していくのだよというそのリストみたいなものを各議員に提出することは可能だと思うので、このPR事業がスタートした時点でそういったこういうふうに仕掛けていくのだよというリストだとか、紙面なのか分かりませんが、それもできた時点で示していただきたいなど。お願いします。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時23分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員